



平成30年8月21日

志木市長 香川 武文 様

志木市特別職報酬等審議会
会長 西川 和人



志木市議会議員の報酬及び特別職の給料等の額について（答申）

平成30年7月11日付け、志人第38号で諮問のあったことについて、次のとおり答申します。

記

1 はじめに

志木市特別職報酬等審議会（以下「本審議会」という。）は、平成30年7月11日付けにて志木市長から志木市議会議員の報酬及び特別職の給料等の額（以下「特別職の報酬等」という。）について諮問を受けました。

本審議会は、その諮問に基づき、各委員が市民の代表としての自覚と責任をもって、その信頼に応えるべく、広い視野に立ち、公正かつ客観的な立場から率直に意見を交換し、慎重に審議を行いました。

審議にあたっては、県内各市の状況、近隣市の改定動向、当市の財政状況、議員の定数状況及び一般職の給与改定状況、さらには市民感情等をも考慮しながら検討した結果、次のような結論を得たものであります。

2 審議にあたっての視点

(1) 県内他市との比較

当市の特別職の報酬等の額は、各職とも県内他市と比較してかなり低額のため県内全市中最低の水準となっています。

県内40市中、市長が39位、副市長が34位、教育長が33位、市議会議員は議長、副議長及び議員とも37位であります。

比較対象としては、様々な選択肢がありますが、同程度の人口規模や近隣の朝霞市、新座市、和光市及び富士見市との比較についても考慮しました。

また、近隣同規模の和光市が平成30年度に増額改定と通勤手当の新設を